教育振興基本計画部会 第2回 資料 3-2 より抜粋

第2期教育振興基本計画 基本施策フォローアップ (生涯学習関連部分抜粋)

【平成26年度の主な取組と今後の方向性】

目次	
基本的方向性1:社会を生き抜く力の養成	
成果目標1(「生きる力」の確実な育成)	
基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実 1-1 新学習指導要領の着実な実施とファローアップ等(言語活動,理 数教育,外国語教育,情報教育等の充実) 1-2 ICTの活用等による新たな学びの推進	美 4 4
基本施策2 豊かな心の育成	
2-7 青少年を有害情報から守るための取組の推進	5
成果目標2(課題探求能力の修得)	
基本施策9 大学等の質の保証	
9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進	6
成果目標3(生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)	
基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進	
11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進	6
11-2 様々な体験活動及び読書活動の推進	8
基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進	
12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進	10
12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築	
	10
12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・ 活用の推進	11
成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等	(
基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接	_
支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業	人
の育成の充実・強化	

		11
13-2	学校横断的な職業教育の推進	12
13-3	各学校段階における職業教育の取組の推進	12
13-5	社会人の学び直しの機会の充実	13
基本的方向性	2:未来への飛躍を実現する人材の養成	
成果目標5(社会	会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の	養成)
基本施策16	外国語教育, 双方向の留学生交流・国際交流, 大学等の	围
	際化など, グローバル人材育成に向けた取組の強化	
16-3	高校・大学等の国際化のための取組への支援	15
基本的方向性	±3∶学びのセーフティネットの構築	
成果目標6(意	意欲ある全ての者への学習機会の確保)	
基本施策17	教育費負担の軽減に向けた経済的支援	
17-4	大学・専門学校等に係る教育費負担軽減	16
17-5	東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援	16
基本施策18	学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の	
	提供など教育支援	
18-2	「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等	
		17
基本的方向性	£4:絆づくりと活力あるコミュニティの形成	
成果目標8(互	<u> 宜助・共助による活力あるコミュニティの形成)</u>	
基本施策20	絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習	
	環境・協働体制の整備推進	
20-1	社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進	20
20-3	学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進	20
20-4	地域における学び直しに向けた学習機能の強化	21
基本施策21	地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進	
21-1	COC構想を推進する高等教育機関への支援	21

13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実 22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進 22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進	21 22
4つの基本的方向性を支える環境整備	
基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備	
25-2 教材等の教育環境の充実	23
基本施策30 社会教育推進体制の強化	
30-1 社会教育推進体制の強化	23
東日本大震災からの復旧・復興支援	
学びのセーフティネットの構築	24
絆づくりと活力あるコミュニティの形成	25
震災後の社会を生き抜く力の養成	25

基本的方向性1:社会を生き抜く力の養成

<u>成果目標1(「生きる力」の確実な育成)</u>

基本施策 1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

- 1-1 新学習指導要領の着実な実施とファローアップ等(言語活動,理数 教育,外国語教育,情報教育等の充実)
- O 改正教育基本法等における「生きる力」の理念を踏まえ、現行学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力の育成を目指しており、この趣旨の実現に向けて、以下の施策等を実施。
- ・平成25年度に実施した情報活用能力に関する調査の結果を分析し、小・中学生の情報活用能力状況や課題取りまとめ、指導事例集を作成するとともに、高校生を対象とした情報活用能力調査の平成27年度の実施に向けて、その在り方を検討。

1-2 ICTの活用等による新たな学びの推進

- クラウド等の最先端技術を利用しながら、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための指導方法の開発、教材や指導事例等の共有など、先導的な教育体制の構築に資する実証研究を実施。
- 〇 ICTを活用した教育の推進を図るため、ICTを活用した教育効果の 検証方法やICTの活用が最適な指導方法、教員のICT活用指導力向上 方法の開発を行うための実証研究を実施。
- 多様な情報端末においてデジタル教材等を利用可能とするとともに、デジタル教材等による学習の過程や成果を記録して、それらを活用した学習活動を可能とするための技術的条件の検討を実施。
- 〇 独立行政法人教員研修センターにおいて実施している、各地域で情報教育を推進する中核的な役割を担う指導主事等を対象とした教員研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上に努めているところ。「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では、「授業中にICTを活用して指導する能力」は、平成26年3月現在、69.4%(平成25年3月:67.5%)となっており、年々向上が図られている。
 - (O 言語活動の充実に係る取組を実施(基本施策1-1を参照))
 - → ICTを活用した教育の推進を図るため、デジタル教材等の標準化のための取組や、各地域において、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための研究を実施するほか、ICT活用指導力の向上やICTを活用した授業実践を行う体制構築を支援するとともに、過疎地

や離島などの人口過少地域において、ICTを活用して遠隔地間をつないだ学校教育及び社会教育に関する実証研究を実施する。

基本施策2 豊かな心の育成

2-7 青少年を有害情報から守るための取組の推進

- スマートフォン等のインターネット接続機器の普及とともに、インターネットなどの長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等に巻き込まれるケースが発生していることなどを踏まえ、文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、普及啓発資料の配布、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催、春の卒業、進学、新入学の時期に合わせた集中的な啓発活動などを実施し、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進。
- 各学校では、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用方法 や、情報モラルなどについて指導。また、児童生徒の「ネット依存」をは じめ、スマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生 など、情報化の進展に伴う新たな課題に対応し、適切に指導を行うため、 教員が指導する際に役立つ動画教材や教員向け指導手引書を作成し、全国 の教育委員会に周知・配布。
- 〇 子供たちの情報モラルを育成するため、「子供のための情報モラル育成 プロジェクト」を開始し、スローガン「考えよう 家族みんなでスマホの ルール」とロゴマークを制作し、教育委員会や企業などの協力団体ととも に取組を推進。

【参考1】

・携帯電話、スマートフォン等を通じて1日2時間以上インターネットを利用する子供の割合

```
小学生 1.2%(H21) → 24.1%(H26)
```

中学生 20.9% (H21) → 47.4% (H26)

高校生 39.1% (H21) → 67.3% (H26)

(平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査※(内閣府))

【参考2】

・「出会い系サイト等」に関係した事件の被害児童数

出会い系サイト以外 792人(H20) → 1, 421人(H26)

出会い系サイト 724人(H20) → 152人(H26)

(「平成26年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(警察庁))

【参考3】

・インターネット接続機器の使い方についての家庭のルールの有無

小学生 60.2% (H21) → 74.1% (H26)

中学生 73.5% (H21) → 69.3% (H26)

高校生 51.2% (H21) → 50.8% (H26)

(平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査※(内閣府))

- ※「青少年のインターネット利用環境実態調査」は平成26年度より調査方法等を変更したため、 平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。
- → 青少年がインターネットを正しく利活用できるよう、上記の取組など を引き続き進め、青少年、保護者、PTA等に対するより一層効果的な 普及啓発活動を行う。
- → また、引き続き、学習指導要領に基づき、情報モラルに関する教育の 推進を図るとともに、児童生徒や保護者等の情報モラルの向上に向けた 施策を講じる。

成果目標 2 (課題探求能力の修得)

基本施策 9 大学等の質の保証

- 9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進
- 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、学校評価・情報公開の取組を推進するなど、質保証・向上に取り組んだ。
 - → 専修学校では、産業界等の関与を十分に確保した第三者評価や教員の 資質向上の在り方等について検討する。

成果目標3 (生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得) 基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

(人権・環境問題・地域防災等について)

- 〇 現代的・社会的な課題等に対応した学級・講座(※1)について
 - 実施件数…平成23年度:7万4,861件(平成20年度:8万4,645件)
 - 受講者数…平成23年度:470万3,819人(平成20年度:543万740人)
- ・地方公共団体の関係機関(※2)が実施する学級・講座件数全体に占める割合
 - ···平成23年度:10.7%(7万4,861件/70万1,221件)

(平成20年度:10.7%(8万4,645件/79万5,105件))

(※1) 文部科学省「社会教育調査報告」 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民 館、公民館類似施設、生涯学習センターにおける「市民意識・社会連帯意識」に関する学 級・講座

講座の例:男女共同参画社会、人権学習、環境問題、消費者教育、地域防災など

- (※2) 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センター (男女共同参画社会の形成に向けた学習について)
- 〇 男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立った キャリア形成支援の推進を図るため、高校の進路指導等で活用できるブッ

クレットを作成。

- 働き方の見直しや子育てへの参画等、多様な選択を学ぶ機会を提供する ため、学生を対象としたワークショップを実施。
- 〇 男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成を 支援するため、グッド・プラクティスを収集、発信。

(消費者教育等)

- 消費者教育の推進に関する法律に基づき多様な主体が連携した消費者 教育の取組が各地域において実施していくことができるよう、「消費者教育フェスタ」において先進事例の紹介等を実施。
- 〇 消費者教育に関する教育(科目、ゼミ等)を実施している大学等は約3 割(平成25年度:32.7%)。また、社会教育における消費者教育に 取り組んでいる教育委員会は約4割(平成25年度:43.1%)(消費 者教育に関する取組状況調査)。
- 〇 「消費者教育推進委員会」において「消費者教育に関する取組状況調査」 や「連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究」等につい て分析を行い、報告書を取りまとめた。

(地域参画・社会参画に係る学習について)

- 〇 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の取組を支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図った(平成26年度採択数:95件)。
- 高齢者の生涯学習に関する地域の主体的な取組を促進することを通じて、高齢者が生涯現役社会を生きるアクティブ・シニアとして地域づくりに参画していけるよう、平成24年度から、高齢者の生涯学習に関する国の検討・研究成果や地域の先進的な取組事例等を活用して研究協議会を年2回開催している(平成24年度は約140名の参加者、平均満足度約84%、25年度は約190名の参加者、平均満足度約90%、26年度は約180名の参加者、平均満足度約81%)。なお、内閣府が約5年に一度実施している「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」によると、平成25年度時点で高齢者のグループ活動への参加割合は61.0%、学習活動への参加割合は14.1%なっている。

(男女共同参画社会の形成に向けた学習について)

→ 我が国の男女共同参画社会の形成に向けた学習に関しては、我が国の 男女共同参画の現状は道半ばであるが、成長戦略としても「女性の活躍」 が求められている。引き続き、学校、家庭、地域等のあらゆる場におい て男女平等意識の涵養や女性の社会参画促進のための学習機会の充実 を図る。また、独立行政法人国立女性教育会館の機能強化も図りつつ、 男女共同参画を推進する教育・学習を推進していく。

(消費生活・消費者教育について)

→ 消費者教育については、消費者教育の推進に関する法律の成立を踏ま

- え、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。これを受け、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成のため、引き続き、指針に基づいた取組が小学校、中学校、高等学校、大学等及び地方自治体で実施されるよう促していく。また、多様な主体が連携した消費者教育の取組が各地域において実施されるよう、先進事例の効果的な紹介や地方自治体における効果的な推進体制の構築が課題である。今後も、「連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究」や「消費者教育アドバイザーの派遣」などを通じて消費者教育を推進していく。
- → 消費者教育の推進に関する法律に基づき設置された消費者教育推進会議において、平成25年8月に設置した三つの小委員会の議論を踏まえ、平成27年3月に今後の消費者教育の推進に関する考え方や提案、消費者教育の担い手への期待について取りまとめたほか、各小委員会における議論についても取りまとめを行ったところ、本取りまとめで今後の課題として示されたものについて、次期消費者教育推進会議で検討していく。【消費者庁】

(地域参画・社会参画に係る学習について)

- → 平成27年度から、「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公 民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進 的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバック し更なる普及・啓発を図る。
- → 研究協議会での国の研究成果や全国の先進的事例等の紹介を通じ、関係者や関係機関の連携を図り、地域の課題解決に資する新たなネットワークの形成や仕組みづくりに取り組んでいる。しかしながら、より効果の高い事業とするため、今後は、企画内容の一層の充実や、新たな連携、共催先の模索のほか、参加者の対象を明確化したり、開催についてより積極的に周知したりするといった改善を検討する。
- → 実社会との接点を重視した効果的な学習プログラムの開発のため、複数年の継続的な取組を実施。

11-2 様々な体験活動及び読書活動の推進

- 〇 平成25年1月に、中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」が答申され、人づくりの"原点"である体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている中、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言。
- 上記の答申を踏まえ、体験活動の推進施策として、家庭や企業に対する 普及啓発、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設、体験活動を推進す る企業の表彰、防災キャンプ等を実施。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所にある

国立青少年教育施設を活用し、青少年の体験活動の機会と場を提供(平成26年度利用者数:約510万人)するとともに、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成(平成26年度採択件数:4.595件)等を実施。

- 青少年の国際交流を推進するため、全国の青少年教育施設を活用し、自然体験・スポーツ体験・文化体験等を通して諸外国の青少年と交流する事業を実施。
- 〇 平成25年5月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく 「第三次基本計画」を閣議決定。
- 〇 図書館と学校図書館の連携・協力の重要性を踏まえた子供の読書環境の 充実に努めた。また、学校・図書館・読書ボランティア団体等による読書 コミュニティの構築を促進するために、全国各地でフォーラムを開催。子 ども読書の日(4月23日)に、「子どもの読書活動の推進フォーラム」 を開催し、優れた読書活動を行っている学校・図書館・団体(個人)を表 彰。

【参考1】

・宿泊体験活動を実施した公立小学校の割合

 $92\% (H23) \rightarrow 94\% (H24) \rightarrow 94\% (H25)$

(文部科学省調べ)

【参考2】

・学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向

1か月間全く本を読まない子どもの割合(不読率)(H26年5月)

小学生 4.5% (H24) → 3.8% (H26)

中学生16.4%(H24) → 15.0%(H26)

高校生53.2%(H24) → 48.7%(H26)

(全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」)

【参考3】

・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況

市 71.1(H23) → 84.6%(H26)

町村 38.8 (H23) → 55.4% (H26)

(文部科学省「都道府県及び市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況に関する調査結果」)

【参考4】

全校一斉の読書活動の実施状況(公立学校)

小学校96.2%、中学校87.5%【H22年5月現在】

- →小学校96.7%、中学校88.3%【H26年5月現在】
- ・公共図書館との連携状況 (公立学校)

小学校73.8%、中学校45.4%【H22年5月現在】

- →小学校76.5%、中学校49.8%【H24年5月現在】
- → 引き続き上記の取組を推進するとともに、体験活動は、家庭・学校・ 青少年関係団体・NPO・民間企業等の社会総ぐるみでの機会の創出が

- 必要であるため、様々な主体が連携して子供に体験活動の機会を提供する取組の支援を図る。
- → また、学校教育における体験活動の意義や教育的効果等について、学校や教育委員会へ引き続き周知する。また、関係省庁と連携し、体験活動の一層の推進を図る。
- → 子供の読書活動については、第三次基本計画を踏まえ、市町村の読書 推進計画の策定を推進するために引き続き上記の施策を実施するとと もに、学校段階における差が依然として大きいため、中学生・高校生の 読書活動の更なる推進を図る(平成34年度に不読率半減以下を目指 す)。

基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- 〇 「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」 において、「民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン」を取りまとめ、関係省庁と連携し、周知。
- 〇 近年の受講者の学習ニーズの多様化等に対して、認定社会通信教育事業者が柔軟に対応できるよう、平成25年4月に社会通信教育基準を改正し、修業期間の緩和等に関する制度改正を行った。また、平成25年度から26年度において、新たな基準の下で修業期間を短縮した講座等、14講座を認定した。
- 〇 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の養成の在り方の見直しを行っている(基本施策30-1に後掲)。
 - → 民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドラインについて、引き続き周知を行う。
- → 社会通信教育基準の改正の趣旨等に関して引き続き周知を行う。
- → 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面に わたっており、養成の在り方の見直しに当たっては十分な議論を要す る。

12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの 構築

- 平成25年度に、人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 学習成果が生かされる仕組みづくりのため、平成22年にまとめられた 「検定試験のガイドライン(試案)」を踏まえ、自己評価・情報公開の取

組の普及を促進している。平成25年度における自己評価の実施割合は、 58.6%。また、平成26年度において、検定試験における第三者評価 に関する実践的調査研究を実施。

- 〇 我が国に適した青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を検討するための 試行事業を実施。
 - → 検定試験の信頼性や質の確保を図るため、今後、自己評価から、第三者評価の推進に向けた取組を行うとともに、検定試験や人材認証制度を含めた学習履歴の管理・活用の在り方について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を行う。
 - → 青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を広く社会に認知してもらう普 及・啓発を行う。

12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・ 活用の推進

- デジタルコンテンツの質の保証や普及・奨励を図るため、教育映像等審査において、新たにデジタルコンテンツ部門を設置し、教育用デジタルコンテンツの審査を開始。
 - → 教育上価値が高いデジタルコンテンツの普及・奨励を図るため、引き続き上記審査を実施する。

成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等) 基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、 産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

- 13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進
- 〇 初等中等教育段階では、学校において教育課程の内外を通じた学習や活動における体系的・系統的なキャリア教育の実践を促進するために、教員向けの手引等の配布や研修用動画の配信、高校教員向け講演やワークショップの各地での開催等を実施。
- 〇 また、学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けて、企業等の 出前授業や職場体験活動・インターンシップの受入れ先の開拓等を行う地 域組織の設置を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」や、 「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」を書き 込めるサイトの運営等を実施。
- 〇 平成26年4月に「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方 (平成9年9月に当時の文部省、通商産業省、労働省の3省で作成)」を 文部科学省、厚生労働省、経済産業省で改訂を行い、インターンシップの 普及・推進を図った。また、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実 体制整備事業(インターンシップ等の取組拡大)」において、大学等にお

けるインターンシップの推進を担う専門人材の育成や中小企業における インターンシップ受入れ拡大等に取り組む地域インターンシップ推進組 織(複数の大学と地域経済団体等で構成)の活動を通じ、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図った。

- → 初等中等教育段階の職場体験活動・インターンシップの実施率はおおむね上昇傾向であるが、高等学校普通科においては、インターンシップを体験した生徒の割合が低水準にとどまっている(普通科 1 4.7%(平成 2 0 年度) → 1 8.1%(平成 2 5 年度))。今後、外部の組織や人材と連携・協働するに当たってのマッチングや体制の整備、キャリア教育の意義・必要性に対する教員の理解の促進、「産業社会と人間」のようなキャリア教育の中核となる時間を高等学校普通科の教育課程に位置付けることの検討を行う。
- → 高等教育段階では、「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、地域において大学等と産業界との調整を図りながら、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を整備する必要がある。
- → 中長期研究インターンシップの普及・定着に向け、引き続き環境整備 に取り組む。

13-2 学校横断的な職業教育の推進

- 〇 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業 界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践 的な知識・技術・技能を身に付けるための学習システム等を構築。
- また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」 (平成23年1月中央教育審議会答申)において、個々人が生涯にわたり 学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標とな るような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国 等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、 これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」(NQF)を 構築している。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築 に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。
 - → 成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人等の学び直しを全国的に推進していく。
 - → 学習成果の評価・活用の取組の充実については、その方策についてさらに検討を行う。

13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

○ 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平

成23年1月中央教育審議会答申)や「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月閣議決定)等を踏まえ、実践的な職業教育に取り組んでいるところ。

- 〇 専門高校においては、平成25年度入学生から年次進行で実施されている新高等学校学習指導要領に基づき、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に行うとともに、産業現場等における長期間の実習等に取り組んでいる。また、平成26年度から新たに、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を10校指定して調査研究を実施(スーパープロフェッショナルハイスクール)。
- 〇 教育再生実行会議第五次提言を受け、平成26年10月から、有識者会議において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について議論し、平成27年3月に基本的な方向性について取りまとめた。
- 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成26年度は2校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を実施。
- 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、学校評価・情報公開の取組を推進するなど、質保証・向上に取り組んだ(9-6の再掲)。
- 企業等との密接な連携により実践的な職業教育に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを創設。(認定学校数:673校、認定学科数:2,042学科(平成27年2月17日現在))。
- 〇 「職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進」のために 必要な経費を計上(平成26年度予算:1.8億円)。
 - → 引き続き上記の取組を進めるとともに、専門高校では上記の取組の成果を取りまとめ、普及することなどを通じて、教育内容の改善を図る。
 - → 産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう、学科再編等を一層推進する施策を講じる。
 - → 専修学校では、産業界等の関与を十分に確保した第三者評価や教員の 資質向上の在り方等について検討する。
 - → 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、有識者会議の取りまとめを受けて、平成27年4月に中央教育審議会に諮問しており、現在検討を行っている。

13-5 社会人の学び直しの機会の充実

○ 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月閣

議決定)等を踏まえ、大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材等の育成等を行うオーダーメード型職業教育プログラムを新たに開発・実施することや、若者等の学び直しの支援のための独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用(大学等で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学等で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能とする(同学種(例:学部→学部)間の再貸与の制限の緩和))など、社会人の学び直し機会の充実に取り組んだ。

- 平成27年3月、教育再生実行会議において、国が大学等における実践的・専門的な教育プログラムを認定、奨励する仕組みの構築を提言。これを受け、文部科学省において有識者会議を設置し、大学等における社会人の学び直しに資する実践的・専門的な教育プログラムの内容など仕組みを構築するに当たり必要な事項等について検討。
- 〇 放送大学では、多様な年齢層・職層の人が学習しており(学生数は平成26年度第2学期で8万9,510人)、社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育内容の充実を図るとともに、授業科目数の充実を図った(放送授業科目数:3,045科目(平成26年度))。また、学生の利便性の向上等に資するため、放送による授業の補完として、テレビ授業科目のうち、180科目中162科目(うち、字幕付与科目は78科目)、ラジオ授業科目のうち、163科目中全科目について、インターネット配信を実施。さらに、社会人等の多様なニーズに対応した学習機会を提供することなどを目的に、特定の分野の学習を体系的に行ったことを証明する科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)を実施(平成26年度:27プラン)。
 - → 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」として、 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業 界等が協働し、社会人等の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要 な実践的な知識・技術・技能を身に付けるための学習システムを構築(平 成27年度予算額16億円)。
 - → 大学等における実践的・専門的な教育プログラムを認定、奨励する仕組みについては、平成27年5月に有識者会議の議論を取りまとめ。今後、具体的な制度設計を行う。
 - → 平成27年4月より「誰もが学び続け、活躍できる『全員参加型社会』 の実現のための政策連絡会議」を開催し、教育行政と労働、福祉行政の 連携強化のため、文部科学省と厚生労働省が中長期的な視点に立った政 策協議や、情報共有・連絡調整などを実施。

基本的方向性2:未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成) 基本施策16 外国語教育,双方向の留学生交流・国際交流,大学等の国際 化など,グローバル人材育成に向けた取組の強化

16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

(職業教育の質保証等)

〇 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で証明できる仕組みの構築については、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月中央教育審議会答申)において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」(NQF)を構築。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めた。

(職業教育の質保証等)

→ 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で 証明できる仕組みの構築については、その方策について更に検討が必要。

基本的方向性3:学びのセーフティネットの構築

成果目標6 (意欲ある全ての者への学習機会の確保)

基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

○ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく安心して学べるよう、平成26年8月に取りまとめた「学生への経済的支援の在り方について」(報告書)を踏まえ、貸与人員の増員等、大学等奨学金事業の充実を図った。平成27年度予算においても、①無利子奨学金の貸与人員の増員、②貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現、③より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図った。

【参考】独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学金事業

〈平成27年度予算額〉

·貸与人員 無利子奨学金: 46万人

(対前年度比1.9万人増(うち新規増8,600人))

※このほか被災学生等分7.000人

[有利子奨学金:87.7万人]

事業費 無利子奨学金:3,125億円

(対前年度比125億円増)

※このほか被災学生等分48億円

[有利子奨学金:7,966億円]

- 専修学校生への経済的支援の施策立案等の参考とするため、専修学校生 を対象とした学生生活に関する実態調査等を実施。
 - ・専修学校生の学生生活等に関する調査研究(平成26年度予算額2,000万円(新規))
- また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行うための予算を平成27年度予算に計上。
 - ・専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業 (平成27年度予算額3億円/支援対象人数:約0.2万人)
 - → 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き、学生等の経済的支援の在り方について検討し、大学等奨学金事業及び授業料減免等の充実を図る。

17-5 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援

- 東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度から平成26年度まで、平成23年度補正予算(第1次及び第3次)及び平成26年度予算において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」(約444億円、全額国庫負担)による基金事業として、各都道府県等において、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免等を実施しており、平成25年度においては約5万2,00人の幼児児童生徒への支援を実施。
- 一方で、同基金が平成26年度末で終期を迎えること等を踏まえ行われた復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」では取りまとめ結果において、必要性は高い事業とされたものの、基金方式の見直し等が求められた。
- 〇 こうした状況に加え、東日本大震災からの復興や原子力発電所の事故による避難生活が長期化していることから、震災で被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、復興基本方針や自治体の要望等を踏まえ、従来の基金方式を見直し、全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」に必要な経費(約80億円)を平成27年度予算に計上。
- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するとともに授業料減免等の充実を図った。
 - → 東日本大震災により被災した幼児児童生徒への就学支援について、被 災地からの要望等も踏まえて引き続き支援を行う。
 - → 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するとともに授業料減免等の充実を図る。

<u>基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など</u> 教育支援

18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等

- 〇 平成25年度の全国の国・公・私立高等学校での中途退学者数は約6万人、在籍者に占める中途退学者の割合(中退率)は約1.7%となっており、依然として相当数に上っている。
- 〇 高校中退者に対する学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携体制の構築については、平成26年4月に、高校中退者情報を共有することや、地域若者サポートステーションが訪問支援等により支援を行うこと等について通知を発出する等により実施。
- 〇 学校・家庭・地域が連携して、全ての子供を対象に、学習支援をはじめ とする教育支援活動として、平成26年度は「学校支援地域本部」を全国 で3,746本部、「放課後子供教室」を全国で1万1,991教室で実

施した。また、家庭教育支援については、課題を抱える家庭も対象として、家庭教育支援チーム等による相談対応や情報提供等を全国の3,344か所で実施。さらに、地域の公民館等においては、現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施し、その中の「若者の自立・社会参画支援プログラム」において、公民館が地域若者サポートステーションと連携するなど、就業に課題を抱える若者等の支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図った(H26「若者の自立・社会参画プログラム」採択数:11件)。

〇 平成26年6月に取りまとめられた中央教育審議会高等学校教育部会 審議まとめを踏まえ、定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒等 のための支援・相談の充実を図るため、学習指導や進路指導等を行う人材 配置への支援を実施。

いわゆる夜間中学については、平成26年度に全国8都府県31校に設置され、1,849人の生徒が在籍している。学習指導、生徒指導の改善充実に資するため、夜間中学の充実・改善等への取組を支援する実践研究事業を実施。

- 〇 高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、高 等学校等就学支援金の支給期間を過ぎた後も、卒業までの間(最長2年)、 就学支援金相当分の支援を実施。
- 〇 政府として取り組む具体的な施策を定める「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定(18-1再掲)。
 - → 学校とハローワーク・地域若者サポートステーション等の多様な主体 との連携体制を強化し、貧困の連鎖の防止に向けた取組を強化する。
- → 学校支援地域本部を活用し、平成27年度より、家庭での学習習慣が 十分に身に付いていない中学生等を対象として、新たに2,000中学 校区で、大学生や教員OB等の協力を得た学習支援を行う。
- → 現在夜間中学は8都府県31校で設置されているが、未設置の道県も多くあるほか、必ずしもその存在が広く知られていないという状況があるため、平成27年度以降、既存の夜間学級における指導の改善充実に加え、夜間中学に関する広報の強化、全ての都道府県に夜間中学の設置を目指して未設置道県における新規設置の促進を図る。
- → 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、「幼児期から高等教育段階まで切れ目ない教育費負担の軽減」と「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進」(※)に取り組む。
 - (※) 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策に係る主な施策(平成27年度予算)
 - ①スクールソーシャルワーカーの配置拡充: 6. 5億円(2. 5億円増)

配置人数 2,247人(781人增)

貧困対策のための重点加配(新規)600人

※平成31年度末までの目標:1万人(全中学校区(1万校区)に1人の配置)

- ②家庭環境や地域間格差など教育格差の解消に向けた教員定数の措置:100人(新規)
- ③学校支援地域本部を活用した学習支援(「地域未来塾」): 2. 0億円(新規)(2,00 0中学校区)

※平成31年度末までの目標:5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)

基本的方向性4:絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

- 基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境
 - 協働体制の整備推進

20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- 社会全体で子供の学びを支えていくため、地域住民や多様な経験や技能を持つ人材・企業等、豊富な社会体験を持つ外部の人材等を活用し、「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」、「土曜日の教育活動」などの学校・家庭・地域の連携による様々な教育支援活動を支援。
- 〇 地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みである「学校支援地域本部」の実施状況は平成26年度3,746本部(公立小中学校区あたりの実施率:30%)、地域住民等の参画により、放課後や週末等に、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」の実施状況は平成26年度1万1,991教室(公立小学校区当たりの実施率:51%)、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て実施する「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」の実施状況は平成26年度で4,845校区。
 - → 平成29年度までに全国の小・中学校区に「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」、「土曜日の教育活動」など、地域住民の参画により子供の学びを支援するための体制を構築するため、本事業を一層推進していく。また、「小一の壁」を打破し、次代を担う人材育成のため、放課後児童クラブ(厚生労働省)と一体型の放課後子供教室の計画的な整備を進めるとともに、学習が遅れがちな中学生等を対象として大学生や教員OBなど地域住民の協力による学校支援地域本部を活用した学習支援を推進する。

20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- 〇 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決を通じた地域コミュニティ形成に資する公民館等の社会教育施設の取組を支援し、その成果の全国への波及を図り、学びの場を拠点とした地域コミュニティ形成の推進を図った(平成26年度採択数:95件)。
 - → 平成27年度から「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし更なる普及・啓発を図る。

20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- 平成25年度に、人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 〇 大学における公開講座の実施状況等の調査を行ない、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果について説明を行うなど、大学公開講座の充実に向けた取組を実施。
- 放送大学では多様な年齢層・職層の人が学習している(学生数は平成26年度第2学期で8万9,510人)。また、地方公共団体や他大学等と連携した授業科目数の充実を図るとともに(放送授業科目数:343科目、面接授業科目数:3,045科目(平成26年度))、各都道府県に設置している学習センター等において、公開講演会を計519回(平成26年12月10日現在)実施。
 - → 人材認証制度を含めた学習履歴の管理・活用の在り方について、中央 教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を行う。
- → 今後も継続して大学公開講座の実施状況等の把握に努め、その結果を 広く公表することで、更に大学公開講座の充実が図られるよう大学の取 組を促す。
- → 放送大学における地域貢献事例について、平成25年度に開設したウェブサイト上での公開や、平成26年度より放送大学エキスパートとして「地域貢献リーダー人材認証」を新設するとともに、平成26年度より大学院博士後期課程を設置し、地域社会・職場等の課題解決をリードする中核的な社会人研究者の育成を図っている(平成26年度博士全科生入学者12名)。

基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進 21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

- 大学における公開講座の実施状況等の調査を行い、結果を公表している ほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果に ついて説明を行うなど、大学公開講座の充実に向けた取組を実施。
 - → 今後も継続して大学公開講座の実施状況等の把握に努め、その結果を広く公表することで、更に大学公開講座の充実が図られるよう大学の取組を促す。

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

○ 身近な地域において、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭 教育支援チームの組織化等による保護者への学習機会の提供や相談対応 等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進(平成26年度実施箇所数: 3,344か所)。

- 社会全体の動向や地域の課題等を踏まえた支援の取組手法の検討や関係府省との連携による研究協議を行い、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図った。
- 〇 課題を抱え孤立しがちな家庭への公民館等を拠点とした地域人材によるサポート体制の構築のため、実証的調査研究を実施(平成26年度実施 箇所数:18か所)。
- 〇 家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究を行い、 問題を抱え孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図った(平成2 6年度実施箇所数:5か所)。
- 〇 家庭教育支援チームによる支援を更に普及するため、家庭教育支援チームの登録制度の見直しやロゴマークの作成を実施。
 - → 引き続き、家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者 への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組 を推進するとともに、訪問型アウトリーチ支援など問題を抱え孤立した 家庭に対する効果的な行政手法についての検討を行う。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- 平成18年度から、子供の望ましい基本的な生活習慣の確立のため、全国協議会や民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、啓発リーフレットを作成し、小学校1年生を対象に配布するとともに、子供の生活習慣づくりに関する活動のうち、特に優れていると認められる活動に対して、文部科学大臣表彰を実施。
- 〇 「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会」を開催し、睡眠習慣をはじめとする生活習慣が子供の心身に与える影響などに関する科学的知見の整理と、その普及啓発の在り方について検討し、中高生や保護者などを対象とした普及啓発資料及び指導者用資料を作成。
- 親子のコミュニケーションなどによって育まれる家族のきずなや、家庭でのルールづくり、子供たちの基本的な生活習慣づくり、家庭教育の大切さや命の大切さについて、親子で話し合ったり、一緒に取り組むことを社会全体で呼びかけていくため、これらをテーマとする三行詩を募集し、表彰を実施。
 - → 平成26年度の検討委員会での議論を踏まえ、中高生を中心とした子供の生活習慣づくりの推進を図るとともに、引き続き、子供から大人までの生活習慣づくりについて、府省や地域、団体、企業等との連携を図りながら、全国的な普及啓発を推進する。

4つの基本的方向性を支える環境整備

基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

25-2 教材等の教育環境の充実

〇 教育の情報化については、地方自治体における学校のICT環境整備に対して地方財政措置(平成26年度:1,678億円)を講じた。また、校内LANを整備する際に必要な経費の一部を補助し、学校のICT環境の整備促進を図った。

【参考】

・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数

平成24年度:6.54人 → 平成25年度:6.46人

・普通教室の校内LAN整備率

平成24年度:84.4% → 平成25年度:85.6%

・超高速インターネット接続率

平成24年度:75.4% → 平成25年度:79.1%

・校務用コンピュータ整備率

平成24年度:108.1% → 平成25年度:111.1%

→ 地方財政措置を確保するとともに、ICTを活用した地方自治体 の教育の取組状況に応じた助言を行うアドバイザーの派遣などを通じ て、ICT環境の整備のための取組を促進する。

基本施策30 社会教育推進体制の強化

30-1 社会教育推進体制の強化

- 〇 中央教育審議会生涯学習分科会の下に設置されたワーキンググループにおいて、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループの審議の整理」を取りまとめ。当該報告書で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事等の養成の在り方の見直しを行っている。
 - → 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面に わたっており、養成の在り方の見直しに当たっては、関係者からの意見 を聴取しつつ十分な議論を要する。

東日本大震災からの復旧・復興支援

* 学びのセーフティネットの構築

(児童生徒)

- 東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度から平成26年度まで、平成23年度補正予算(第1次及び第3次)及び平成26年度予算において措置した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」(約444億円、全額国庫負担)による基金事業として、各都道府県において、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免等を実施しており、平成25年度においては約5万2,000人の幼児児童生徒への支援を実施。
- 一方で、同基金が平成26年度末で終期を迎えること等を踏まえ行われた復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」では、その取りまとめ結果において、必要性は高い事業とされたものの、基金方式の見直し等が求められたところ。
- 〇 こうした状況に加え、東日本大震災からの復興や原子力発電所の事故による避難生活が長期化していることから、震災で被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、復興基本方針や自治体の要望等を踏まえ、従来の基金方式を見直し、全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」に必要な経費(約80億円)を平成27年度予算に計上。

(学生等)

- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがない よう、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与。
- 〇 東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う私立大学等への支援を実施(※17-5と同様)。

(学校施設)

- 〇 引き続き、被害を受けた学校施設の復旧を実施。(復旧が完了した公立 学校の割合は98%、国立学校は96%、私立学校は99%(平成27年 3月現在))。
- 〇 津波で被災した公立学校施設の移転に伴う用地取得・造成経費を新たに 災害復旧の枠組みで支援(平成23年度から補助対象)。
- 子供の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となる 学校施設の耐震化等について、必要な予算を確保するとともに、地方公共 団体等への個別の働きかけや手引の作成・配布等を行い、取組を推進(基

本施策19-1関係)。

(児童生徒)

- → 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する就学支援、心の ケアについて、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援を行う。 (学生等)
- → 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与する。
- → 東日本大震災により被災した学生等の修学機会を確保するため、引き 続き必要な予算を確保する。

(学校施設)

- → 学校施設の復旧については、被災地からの要望等を踏まえて引き続き 支援を行う。
- → 学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策についても、必要な予算の確保等により引き続き推進。

* 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- 地域における絆づくり、地域コミュニティ形成に資する公立社会教育施設の災害復旧を引き続き実施。
- 被災地の自律的な復興に向けては、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。このため、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を平成23年度より実施し、学校や公民館等を活用して、学習活動のコーディネートを行う人材等を配置するなど、地域住民の学習・交流活動の促進や子供たちの学びの環境等の改善を図る取組に対して自治体や実行委員会を支援(平成26年度事業委託団体数:25団体)。なお、平成25年6月に行われた「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」における指摘を踏まえ、平成26年度に「審査・評価委員会」を設置し、7月より事業の成果指標、今後の事業の在り方等について検討。
 - → 津波等により甚大な被害を被った自治体においては、街全体の復興計画の策定、計画実行が遅れており、公立社会教育施設についても復旧計画が遅れている状況。

*震災後の社会を生き抜く力の養成

〇 震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地元への定着を図るため、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を拠点とした連携体制を整備し、専門人材育成コース等の開発・実証や専修学校等の就職支援体制の充実強

化を図る「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」を平成 23年度より実施。

【参考】実施箇所数

平成23年度 30件

平成24年度 26件

平成25年度 14件(平成25年度より、対象を被災3県の教育機関等に限定。)

→ 「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」について、 引き続き実施するとともに、当該事業の成果物について、一層の普及及 び活用の促進を図る。